

令和7年度 第1回新型インフルエンザ等対策行動計画部会 次第

日時：令和7年6月3日（火）

19：00～20：00

場所：埼玉県庁本庁舎2階庁議室

※Web会議と併用

1 開 会

2 議 題

- (1) 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの作成について
- (2) 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の進捗管理について

3 報 告

- (1) 医療提供体制検討部会の設置について
- (2) 今後のスケジュールについて

4 閉 会

[配布資料一覧]

新型インフルエンザ等対策行動計画部会 委員名簿

資料1 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について

資料2 行動計画進捗管理表

報告1 医療提供体制検討部会の設置について

報告2 令和7年度のスケジュール

新型インフルエンザ等対策行動計画部会 委員名簿

番号	氏名	所属・役職	備考
1	オカベ ノブヒコ 岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 参与	
2	カナイ タダオ 金井 忠男	埼玉県医師会 会長	
3	カワナ アキヒコ 川名 明彦	防衛医科大学校 名誉教授	
4	サカキ ハルヨ 坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 教授	
5	サヌイ マサミツ 讃井 将満	自治医科大学 教授	
6	サワト トモコ 澤登 智子	埼玉県看護協会 会長	
7	タケダ シンヒロ 竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長	
8	ミツタケ コウタロウ 光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授	
9	イケダ カズヨシ 池田 一義	埼玉県商工会議所連合会 会長	

(敬称略 令和7年4月1日現在)

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について

資料1

1. 目的

- ガイドラインは、県行動計画に定められた内容について、平時の備えや感染症有事に対応すべき事項に関し、より具体的な内容を整理することで、県・市町村等の関係者が、適切に対応していくにあたり必要な事項を示すもの。
- 令和6年7月の政府行動計画の全面改定に基づき、同年8月に政府ガイドラインが改定されたため、県もあわせて県ガイドラインを作成するもの。

2. 概要

① 情報収集・分析	医療の状況や県民生活に関する情報等の収集・分析の実施体制やプロセスなど
② サーベイランス	感染症の発生状況に応じたサーベイランスの切替えなど
③ 情報提供・共有、リスコミ	ワンボイスで情報提供・共有、双方向コミュニケーションの実施方法など
④ 水際対策	国等との連携体制や県内宿泊施設で待機する者の健康監視など
⑤ まん延防止	外出自粛要請、休業要請や時短要請、イベントや職場の感染防止策など
⑥ 予防接種(ワクチン)	臨時の接種会場の設置、デジタル化を通じた接種勧奨や接種記録の管理など
⑦ 医療	平時における訓練・研修、臨時の医療施設等の設置、医療人材の確保など
⑧ 治療薬・治療法	抗インフルエンザ薬の備蓄、放出基準及び放出スキームなど
⑨ 検査	各検査の実施体制構築及びその具体的なプロセスなど
⑩ 保健	県等、保健所、衛生研究所等が行う人材確保、体制整備など
⑪ 物資の確保	個人防護具の備蓄、医療機器の配置状況の把握など
⑫ 事業者・職場における対策	職場における事業継続方針、従業員等の教育・訓練など
⑬ 埋火葬の円滑な実施	火葬能力を超える死亡者が出た場合の連携体制など

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について(案)

資料 1

	準備期	初動期～対応期
① 情報収集・分析	<p>① 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等及び衛生研究所で情報を収集・分析及び解釈する体制を整備 <p>② 情報収集・分析から意思決定までのプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民生活及び県民経済との両立を見据えた情報収集方法等の整理 感染症有事の際、専門家会議等と連携し、リスク評価に基づく意思決定を行う体制を整備 <p>③ 人材育成・確保及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症専門人材の育成、人員確保、及び訓練の実施 <p>④ DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報収集・分析のため、平時から情報の一元化やDB化、AI等を活用したツールの利活用を推進 <p>⑤ 情報漏えい等への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティの強化、情報共有範囲や利用手順等の整理 	<p>① 実施体制の強化及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生時には国及びJIHSと連携し、速やかに関係機関との体制強化・情報収集体制を確立 対応期において、確立した体制を必要に応じ強化 <p>② 情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民等への情報提供も視野に入れ、統一的なフォーマットによる情報収集を実施 県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響等についても情報収集・分析や評価を実施 <p>③ リスク評価に基づく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期において、積極的疫学調査、重症患者の臨床情報を収集し、病原体の臨床像や臨床的な傾向を分析し、初期のリスク評価を実施 対応期において、国等の分析内容を踏まえ、専門家会議で協議し、県民へ速やかに公表 <p>④ 政策上の意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期から、初期のリスク評価に基づき、専門家会議の議論を通じ、政策決定に反映 なお、判断に当たっては、県民生活及び県民経済への影響等も考慮
② サーベイランス	<p>① 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生研究所を中心とした感染症サーベイランス体制を整備 ARIサーベイランスなど各種サーベイランスの実施(電子申請等を有効活用) <p>② 研修等による人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症有事に必要な人員規模の検討・計画及び研修の実施 <p>③ サーベイランス及び分析結果の提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等、サーベイランスの分析結果を、国からの情報も含め、関係部局や医療機関、市町村や県民等に提供・共有する体制の整備 	<p>① 感染症有事体制への移行と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期において、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定に反映 対応期において、感染症の発生状況等に応じ、関係機関の情報を統合する等した上で、必要に応じてサーベイランスの実施体制を見直し <p>② 感染症サーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者発生の動向把握は、原則全数把握とし、電子申請等を有効活用 感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、患者の全数把握の必要性を再評価 <p>③ 分析結果の提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の特徴や病原体の性状、感染経路、致死率、ゲノム情報、ワクチン接種の有無、臨床像の情報等、サーベイランスの分析結果を市町村や県民等に対し、提供・共有

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について(案)

資料 1

	準備期	初動期～対応期
③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>① 情報提供・共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーションの実施体制を整備 ・ 一体的かつ統合的なワンボイスによる情報提供を意識 ・ 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等受け手に応じた媒体や方法を整理 <p>② 双方向のコミュニケーションの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や業界団体等との円滑な情報共有のため、双方向の情報提供・共有の仕組みを整備 ・ 情報へのアクセスが困難な方々に対する情報提供方法の見直し <p>③ 偏見・差別、偽・誤情報への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者やその家族、医療従事者等への偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得ること等を周知 ・ SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発 	<p>① 情報提供・共有の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーション実施体制を順次強化し、PDCAサイクルを回す ・ 定期的な記者会見等による、ワンボイスでの情報提供・共有 ・ 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供 ・ 情報を集約したウェブサイトの立上げ <p>② 双方向のコミュニケーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等の意見や関心を踏まえ、効果的な情報提供・共有を実施 ・ 意見の集計や過去の調査との比較等により、広聴の結果を効果的・効率的に活用 <p>③ 偏見・差別、偽・誤情報への啓発を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的知見等に基づいた情報提供・共有の実施 ・ SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発、訂正等を含めた積極的な発信を継続 <p>④ 感染症対策の見直しに伴う説明の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度の高いまん延防止対策を実施する際、県民等の理解・協力を得るため、政策判断の根拠を丁寧に説明 ・ 平時への移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等について、県民等に対し丁寧に情報を提供
④ 水際対策	<p>① 水際対策の実施に関する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の実施する感染症有事に備えた訓練への参加等を通じ、平時から国との連携を強化 ・ 新型インフルエンザ等の発生の疑いの段階で情報を収集し、分かりやすく県民へ情報提供・共有を行う体制を構築 	<p>① 検疫措置の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫所から通知があった場合、入国者の隔離又は停留等を行うための療養施設等を確保することに協力 ・ 対応期において、感染症の発生状況等に応じ、関係機関の情報を統合する等した上で、必要に応じてサーベイランスの実施体制を見直し <p>② 宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者発生の動向把握は、原則全数把握とし、電子申請等を有効活用 ・ 検疫所からの健康観察実施の依頼を受け、帰国者等の健康監視を実施。

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について(案)

資料 1

	準備期	初動期～対応期
⑤ まん延防止	<p>① まん延防止対策に係る参考指標等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考とする指標について検討を行い、データ等の内容や取得方法等について整理 <p>② 対策強化に向けた理解及び準備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民一人一人が感染対策に協力する意識を醸成 人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る不要不急の外出自粛等、個人や事業者に対する感染対策についての理解の促進 	<p>① 患者や濃厚接触者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者対応においては、医療機関等での診察、検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療提供体制や円滑な搬送体制を構築 濃厚接触者においては、国と協力し、健康観察のための体制整備や、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備を実施 <p>② 患者・濃厚接触者以外の県民等に対する要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> 外出自粛要請、営業時間変更に係る要請、基本的な感染対策に係る要請等 在宅勤務や時差出勤等の推奨 重症化リスクが高く集団感染が生じやすい施設等に対する感染対策の強化に係る要請 学校、保育施設等における学級閉鎖委・休校等の要請 国が発出する渡航中止等を受け、県民への周知及び注意喚起 <p>③ まん延防止等重点措置、緊急事態措置等に係る命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の基本的対処方針で示された期間及び区域を踏まえた上で、地域の状況に応じた期間及び区域を決定し、時短要請等を実施
⑥ 予防接種(ワクチン)	<p>① 供給体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を短期間で把握することが可能な体制を構築 ワクチンの偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法の検討 ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定 <p>② 接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会等と連携し、人員、会場、資材等の接種体制の構築に必要な訓練、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を実施 <p>③ 県民等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの意義、安全性等について県民等に周知 国と連携し、医療従事者を対象とした継続的な研修・教育の実施 	<p>① 接種体制の構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者に対し、接種実施に関し協力の要請等を行うことを検討 接種体制を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保を進めるとともに、県による大規模接種会場の設置やワクチンバス等機動的な手段も含め検討 <p>② 県民等への情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先等の接種に必要な情報を提供 コールセンター等で得られた県民の疑問をQ&A等で発信 市町村においては、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に実施。

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について(案)

資料 1

	準備期	初動期～対応期
⑦ 医療	<p>① 医療提供体制を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 県を司令塔とし、関係機関との連携による医療提供体制の構築 保健医療部を中心とした庁内の役割分担の明確化 <p>② 研修や訓練の実施による人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器、ECMO等を扱う医療人材、感染症専門人材のほか、感染症対応に関わる人材を研修や訓練等により育成 埼玉版FEMA訓練の取組により、平時から整備している連絡体制を確認する情報伝達訓練等を実施 <p>③ 発生時に備えたDX推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時からのG-MISの活用により、発生時の円滑な活用を促進 国が整備するマイナンバー利用、電子カルテ情報標準化等を活用する体制の構築 <p>④ 臨時の医療施設等の取扱いの整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時の医療施設等の設置、運営、人材確保等の方法を整理 	<p>① 状況に応じた医療提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保 関係機関と連携し、入院調整の体制を構築を進め、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備 相談センターの整備し、県民へ広く周知 流行初期において、流行初期医療確保措置医療機関に対し、医療提供体制の確保を要請 感染状況に応じて協定締結医療機関に対し、順次、医療提供体制確保を要請 協定締結医療機関に対する医療人材等の派遣要請のほかCOVMAT、eMATの派遣を実施 自宅療養者等の重症化予防等のため、経皮的酸素飽和度の測定実施体制の確保 <p>② 計画上の医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域の医療人材派遣や患者移送等の調整を実施 G-MISの情報を活用し、必要に応じ、専用医療施設や臨時の医療施設等による医療を提供
⑧ 治療薬・治療法	<p>① 治療薬の備蓄方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 国による治療薬の備蓄方法の検討 治療薬の保管においては、保管場所を非公開とし、十分な警備体制の下、厳重に管理 <p>② 治療薬備蓄の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携により、治療薬についての対策会議を設置し、発生時における治療薬安定供給について、体制整備や放出方法の整理を実施 卸業者及び医療機関等の治療薬の在庫状況等を短期間に把握する体制を整備 <p>③ 治療法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の診療を行う医療機関と連携を強化する等、臨床研究の実施に協力 	<p>① 初動期及び対応期の早期における治療薬の予防投与</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者との同居者、濃厚接触者、医療従事者等への予防投与の実施を検討 <p>② 治療薬の備蓄及び使用</p> <ul style="list-style-type: none"> パンデミック発生を想定した十分な備蓄があることの周知を徹底 卸業者に対し流通備蓄分の確保、医療機関への発注への対応を要請 市場に流通している治療薬の在庫量が一定以下になった時点で、県の備蓄薬の供給を開始 患者数が減少した段階で、次の感染拡大に備えた治療薬の補充を実施 <p>③ 治療薬・治療法に係る情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療を行っている医療機関、り患後症状に悩む方向けの情報を発信

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について(案)

資料 1

	準備期	初動期～対応期
⑨ 検査	<p>① 検査実施状況等の把握体制の確保及び検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が整備する電磁的な方法を活用し、検査実施機関名、検査実施可能数、検査実施数・検査結果(陽性数等)等の状況を把握できる体制を整備 検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持 検査用試薬等といった検査物資の備蓄・確保に向けた準備を実施 運送事業者等と検体の搬送方法についての協議を行い、協定等の締結を検討 関係機関と連携し、訓練等による検査体制の維持・強化を実施 <p>② 研究開発体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、JIHSが実施する研究開発の方向性の整理について、情報収集を実施 国が実施する検査法の研究開発について、医療機関へ臨床研究実施への協力要請 	<p>① 検査体制の立上げと拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生時には国及びJIHSと連携し、速やかに関係機関との体制強化・情報収集体制を確立 対応期において、検査需要への対応能力を向上させるため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請 <p>② 検査実施方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の方針決定を受け、検査を受けることが可能な場所、キャパシティ、対象者等について、県民等に対して情報提供・共有 県民生活・県民経済との両立を目的とする検査の利活用について、適切に実施を判断
⑩ 保健	<p>① 人材の確保及び体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所及び衛生研究所における計画的な人員の確保・配置 平時からDXを前提とした保健所業務の抜本的な見直しとともに、TXの考え方の導入や外部委託の活用等による業務効率化及び保健師等の適正配置等による働き方改革を推進し、保健所の体制を整備 <p>② 研修・訓練による人材育成及び連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の専門人材やIHEAT要員等の研修・訓練で、感染症危機への対応能力を向上 感染症危機に対応できる保健所及び衛生研究所等の職員の計画的な育成 平時から整備している連絡体制を確認する情報伝達訓練等の実施 連携協議会等を活用し、平時から保健所、衛生研究所等のみならず、関係機関と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化 県等の意見を国が対策の立案及び実施に適切に反映させることができるよう、国と平時から意見交換を実施 <p>③ 情報提供・共有体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症有事の際に、速やかに県民へ情報提供・共有できる体制構築の準備 	<p>① 感染症有事体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期において、厚生労働大臣の公表後に備え、保健所体制や入院調整体制等の感染症有事体制について確認 対応期において、初動期に確認した感染症有事体制への速やかな切り替えを判断 <p>② 情報発信・共有の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期において、相談センターの設置等による対応を開始するとともに、県民等に対する情報提供・共有体制を構築し、対応期も継続 <p>③ 感染状況に応じた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、相談センターの体制を強化 研修・訓練により知識・技術を一定程度習得している人員を活用し、保健所等において、感染源の推定や濃厚接触者の同定のために積極的疫学調査を実施 入院勧告及び措置において、病床の効率的な配分、重症化リスクのある者の優先的な入院のため、広域で受入機関を調整する際などにおいて、総合調整権限を行使 患者の重症化リスク等を勘案して、患者自ら健康状態を報告することで足りると判断した時は、感染症サーベイランスシステムを活用して健康観察を実施

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について(案)

資料 1

	準備期	初動期～対応期
⑪ 物資	<p>① 医療機関における人工呼吸器の配置の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症者用病床を有し、病床確保に関する協定を締結した医療機関において、必要な人工呼吸器が適切に配置されているかについて、平時から、年に1回程度、G-MISを通じて確認を実施 <p>② 備蓄体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県においては、県内の医療機関等に個人防護具を迅速に配布し、医療提供体制を維持する観点から初動1か月分の個人防護具の備蓄を確保 	<p>① 人工呼吸器の配置状況等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備期に引き続き、重症者用病床を有する、病床確保に関する協定を締結した医療機関における配置及び稼働の状況をG-MISを通じて調査 <p>② 医療機器の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の感染者の増大に伴う医療機器の需要の急増にも対応できるよう、国が感染症の特性等を踏まえた生産要請等を速やかに行うよう要請 パルスオキシメーター等の自宅療養や宿泊療養等において必要となる医療機器について、確保に努める <p>③ 感染症対策物資等の優先的供給・輸送等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内において感染症対策物資等の供給が不足し、当該感染症対策物資等の生産等の事業を行う事業者に対し、数量等を指定して売渡し・貸付けを行うよう指示することを、国に要請
⑫ 事業者・職場	<p>① 危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症有事における指揮命令系統、代替意思決定体制の検討 BCP運用推進の社内体制の確立 <p>② 情報収集・共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県や国等が発信する情報を継続して収集 関係業界団体等との情報共有体制を整備 <p>③ 感染対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場における感染リスクの評価、リスク低減方法の検討 <p>④ 事業継続に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画策定、柔軟な勤務形態導入、人員計画の立案並びに計画の点検・改善 業務継続に不可欠な資源等の洗い出し、確保のための方策の構築 <p>⑤ 教育・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場における感染対策について、従業員に対する教育・普及啓発を実施 	<p>① 危機管理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場内の感染予防、危機管理組織の設置・指揮命令系統の確立 <p>② 情報収集・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 県や国等が発信する情報を早急に従業員等へ伝達、業界団体等との情報交換 従業員の発症状況等の確認体制構築 <p>③ 感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブサイト等の広報媒体を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等の実施 <p>④ 事業継続計画の実行</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の縮小・休止等の対策による感染拡大防止 感染終息時期における事業復旧方策の構築

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの概要について(案)

資料 1

⑬ 埋火葬の円滑な実施

準備期

① 現状の把握

- 市町村の協力を得て、火葬能力や臨時の遺体安置所について調査し、その結果について、市町村及び近隣都県と情報共有

② 火葬体制の構築

- 市町村の意見を踏まえ、遺体搬送業者と協定締結、必要な物資の準備、火葬事業者のリスト化等の準備を実施

③ 近隣都県との連携体制の構築

- 災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用する等、近隣の都県と遺体を保存するための資器材や火葬に使用する燃料の融通を迅速に行えるよう連携体制を整備

初動期～対応期

① 初動期における対応

- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる消耗品等の物資を確保
- 火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請
- 市町村は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するための臨時遺体安置所を確保できるよう準備

② 対応期における対応

- 火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町村及び近隣の都県との情報共有
- 市町村との連携による感染防止のために必要となる消耗品等の物資の配布調整
- 火葬従事者等の感染防止対策
- 火葬体制逼迫時の措置(近隣都県への応援要請、一時的な埋葬、臨時遺体安置、警察との連携、埋葬手続きの特例等)

[資料2] 議題2 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の進捗管理について

行動計画進捗管理表

資料2

No.	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	ページ数	本文	担当部局	関連の予算事業名	R7予算額	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定)	備考
例	行動計画	第3部	第1章 実施体制	第1節	(2)	1-2	②	32	県は、埼玉版FEMAの訓練を活用し、感染症有事に関わる様々な関係者及び関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を一元的に確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築する。	保健医療	感染症専門人材等育成・連携事業 新興感染症対策連携強化事業	3,114,100円 3,657,400円	なし	・埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を行い、関係機関同士の強固な連結を推進	埼玉版FEMAによる感染症対応訓練(2回)	
1	行動計画	第3部	第1章 実施体制	第1節	(2)	1-2	①	31	県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。なお、訓練の内容については、疫学調査のみならず、オンラインを通じた診療現場への支援、COVMATやeMAT等感染制御の支援等の訓練も検討する。	保健医療						
2	行動計画	第3部	第1章 実施体制	第1節	(2)	1-2	②	32	県は、埼玉版FEMAの訓練を活用し、感染症有事に関わる様々な関係者及び関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を一元的に確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築する。	保健医療						
3	行動計画	第3部	第1章 実施体制	第1節	(2)	1-4	①	33	県は、国、市町村及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。また、必要に応じて他の都道府県との連携体制を構築する。特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。	保健医療						
4	行動計画	第3部	第1章 実施体制	第1節	(2)	1-4	②	33	県、市町村及び指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。	保健医療						
5	行動計画	第3部	第1章 実施体制	第1節	(2)	1-4	⑤	33	県は、第1章第3節(対応期)(2)3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	保健医療						
6	行動計画	第3部	第1章 実施体制	第1節	(2)	1-4	⑥	34	県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。	保健医療						
7	行動計画	第3部	第2章 情報収集・分析	第1節	(2)	1-1	①	43	県等は、平時から情報収集・分析の目的や具体的な方法を衛生研究所等と共有し、感染症に関する県内外からの情報を収集・分析及び解釈し、リスク評価を行う体制を整備する。また、JHSをはじめ県内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。	保健医療						
8	行動計画	第3部	第2章 情報収集・分析	第1節	(2)	1-1	③	44	県等は、感染症有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報を収集し、衛生研究所に共有する体制を平時から整備する。	保健医療						

No.	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	ページ数	本文	担当部局	関連の予算事業名	R7予算額	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定)	備考	
9	行動計画	第3部	第2章 情報収集・分析	第1節	(2)	1-3		44	県等は、感染症危機発生時に必要な情報収集・分析の円滑な実施のため、平時において、多様な背景の専門性(公衆衛生や疫学、専門検査技術等)を有する感染症専門人材の育成や、確保、活用のため、必要な人員の規模や体制の整備に努める。	保健医療							
10	行動計画	第3部	第2章 情報収集・分析	第1節	(2)	1-5		44	県等は、情報収集等の過程で得られた公表前の県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。	危機管理防災部 保健医療部							
11	行動計画	第3部	第3章 サーベイランス	第1節	(2)	1-1	①	49	県は、平時から感染症の発生動向等を市町村が把握できるよう、衛生研究所を中心とした感染症サーベイランス体制を整備し、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告等を入手できる体制を整備する。 また、県は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、諸外国における先行事例や論文等の情報収集・共有体制を整備する。	保健医療							
12	行動計画	第3部	第3章 サーベイランス	第1節	(2)	1-2	②	50	県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家畜や豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	農林部							
13	行動計画	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第1節	(2)	1-2-1	①	57	県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、県民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	危機管理防災部 保健医療部							
14	行動計画	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第1節	(2)	1-2-1	②	58	県として一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制や方法を整理する。	危機管理防災部 保健医療部							
15	行動計画	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第1節	(2)	1-2-1	③	58	県は、新型インフルエンザ等発生時に、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	危機管理防災部 保健医療部							
16	行動計画	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第1節	(2)	1-2-2	①	58	県は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である県民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。	危機管理防災部 保健医療部							
17	行動計画	第3部	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第1節	(2)	1-2-2	②	58	県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民等からの相談に応じるため、市町村と連携しつつ、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する。また、市町村に対し、住民ニーズに応じた相談体制を構築するため準備するよう要請する。	保健医療部							

No.	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	ページ数	本文	担当部局	関連の予算事業名	R7予算額	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定)	備考
18	行動計画	第3部	第5章 水際対策	第1節	(2)	1-2		65	県は、感染症有事において県民等に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、 注意喚起を行う体制を構築する。	危機管理防災部 保健医療部						
19	行動計画	第3部	第6章 まん延防止	第1節	(2)	1-1		70	県は、感染症有事において、まん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、円滑な把握ができるよう、可能な限り 平時から定期的に収集している既存の指標やデータを用いる。	保健医療部						
20	行動計画	第3部	第7章 ワクチン	第1節	(2)	1-1		81	県等は、国及びJHISが行うワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するための 人材育成に協力する。 また、研究開発体制の強化のため、感染症指定医療機関等と 当該人材との連携体制の構築に努める。	保健医療部						
21	行動計画	第3部	第7章 ワクチン	第1節	(2)	1-2		81	県は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、市町村、県医師会、卸売販売業者団体等の 関係者と協議し、以下について体制を構築する。 ・ 県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握する方法 ・ ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 ・ 市町村との連携の方法及び役割分担	保健医療部						
22	行動計画	第3部	第7章 ワクチン	第1節	(2)	1-4-1		82	市町村又は 県は 、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の 関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。	保健医療部						
23	行動計画	第3部	第7章 ワクチン	第1節	(2)	1-4-2		82	県又は市町村は、それぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした 速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。	保健医療部						
24	行動計画	第3部	第7章 ワクチン	第1節	(2)	1-4-3	①	83	県は、市町村との連携のもと、市町村の 住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。 また、市町村又は 県は 、国等の協力を得ながら、住民に対し、速やかに ワクチンを接種するための体制を構築する。	保健医療部						
25	行動計画	第3部	第7章 ワクチン	第1節	(2)	1-4-3	③	83	市町村又は 県は 、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による 個別接種体制を確認する。 また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、 接種の具体的な実施方法について準備を進める。	保健医療部						
26	行動計画	第3部	第7章 ワクチン	第1節	(2)	1-6		83	県及び市町村は、 国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。	保健医療部						

No.	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	ページ数	本文	担当部局	関連の予算事業名	R7予算額	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定)	備考
27	行動計画	第3部	第8章 医療	第1節	(2)	1-1-1	④	89	県は、感染症有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床利用率、重症者用病床利用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、保健医療部が中心となって予防計画に基づく体制整備を行う。	保健医療部						
28	行動計画	第3部	第8章 医療	第1節	(2)	1-2	①	91	県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、通常医療との両立も含め、 新型コロナウイルス等発生時における医療提供体制を整備する。 県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	保健医療部						
29	行動計画	第3部	第8章 医療	第1節	(2)	1-2	②	91	県は、締結した医療措置協定等に基づいて、病床確保、発熱外来及び検査等の要請を行うに際し、感染状況に応じた 医療提供体制確保を行うための方針 について、平時から検討する。	保健医療部						
30	行動計画	第3部	第8章 医療	第1節	(2)	1-6		92	県は、平時から、プレハブ病床をはじめとした 専用医療施設や臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	保健医療部						
31	行動計画	第3部	第8章 医療	第1節	(2)	1-8	①	93	県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた 受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	保健医療部						
32	行動計画	第3部	第9章 治療薬・ 治療法	第1節	(2)	1-1		103	県は、重点感染症について、国及びJIHSから得られた知見を、保健所、医療機関等に対し、速やかに 情報共有できる体制を整備する。	保健医療部						
33	行動計画	第3部	第9章 治療薬・ 治療法	第1節	(2)	1-2-2		103	県等は、国及びJIHSが行う治療薬・治療薬の研究開発の担い手の確保を推進するための 人材育成に協力する。 また、研究開発体制の強化のため、感染症指定医療機関等と 当該人材との連携体制の構築に努める。	保健医療部						
34	行動計画	第3部	第9章 治療薬・ 治療法	第1節	(2)	1-3-1	①	104	県は、国及びJIHSから得られた 新型コロナウイルス等の診断・治療に資する情報等を、医療機関等、医療従事者等及び県民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	保健医療部						
35	行動計画	第3部	第9章 治療薬・ 治療法	第1節	(2)	1-3-3	③	104	県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、 新型コロナウイルス発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を要請する。	保健医療部						
36	行動計画	第3部	第10章 検査	第1節	(2)	1-1	④	110	県等は、 新型コロナウイルス等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、衛生研究所、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等感染症有事に検査の実施に関与する機関(以下、「検査関係機関等」という。) との間の 役割分担を平時から確認する。 また、 県は、新型コロナウイルス等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行う。	保健医療部						
37	行動計画	第3部	第11章 保健	第1節	(2)	1-1	①	118	県は、感染症対応が可能な専門職を含む 人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する。	保健医療部						

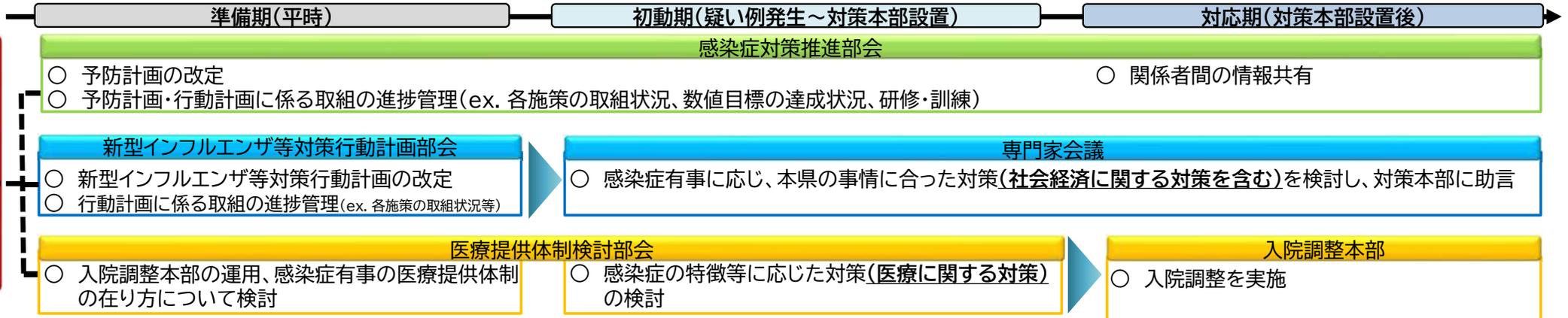
No.	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	ページ数	本文	担当部局	関連の予算事業名	R7予算額	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定)	備考
38	行動計画	第3部	第11章 保健	第1節	(2)	1-1	②	118	県等は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	保健医療部						
39	行動計画	第3部	第11章 保健	第1節	(2)	1-3-1	⑥	120	県は、保健所と地域のICNをはじめとした感染対策に従事する看護師等の情報共有を図り、感染症有事における連携体制を構築する。	保健医療部						
40	行動計画	第3部	第11章 保健	第1節	(2)	1-4	①	121	県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築するとともに、保健所や衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制や設備等の整備、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。また、県は、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	保健医療部 総務部						
41	行動計画	第3部	第11章 保健	第1節	(2)	1-4	⑦	121	県等、保健所及び衛生研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザ、新型コロナ、急性呼吸器感染症(ARI)等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。	保健医療部						
42	行動計画	第3部	第11章 保健	第1節	(2)	1-4	⑨	122	県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。	農林部						
43	行動計画	第3部	第11章 保健	第1節	(2)	1-6	①	122	県等は、国から提供された情報をはじめ、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動や対策等について、地域の実情に応じた方法で、県民に対して情報提供・共有を行う。 また、県民への情報提供・共有方法や、県民向けコールセンター等の設置をはじめとした県民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事の際に速やかに感染症情報の県民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	危機管理防 災部 保健医療部						
44	行動計画	第3部	第11章 保健	第1節	(2)	1-6	②	122	県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である県民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、県民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理する。	危機管理防 災部 保健医療部						
45	行動計画	第3部	第12章 物資	第1節	(2)	1-1		134	県は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、国及び関係機関との連絡・情報共有体制を整備する。	保健医療部						

No.	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	ページ数	本文	担当部局	関連の予算事業名	R7予算額	関連の要綱やマニュアル名	これまでの関連の取組	R7関連の取組(予定)	備考
46	行動計画	第3部	第13章 県民生活 及び県民 経済の安 定の確保	第1節	(2)	1-1	141	<p>県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国の関係省庁、市町村、指定地方公共機関、関係業界団体との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。</p> <p>また、県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携、また内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p>	危機管理防 災部 産業労働部							
47	行動計画	第3部	第13章 県民生活 及び県民 経済の安 定の確保	第1節	(2)	1-2	141	<p>県及び市町村は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。</p> <p>その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。</p> <p>また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。</p>	保健医療部 産業労働部							
48	行動計画	第3部	第13章 県民生活 及び県民 経済の安 定の確保	第1節	(2)	1-7	143	<p>県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p>	保健医療部							

医療提供体制検討部会の設置について

報告1

感染症対策連携協議会



所掌事務

新型インフルエンザ等発生時の入院調整の在り方や、医療措置協定に基づく要請の切り替えの考え方など、医療提供体制の確保に関する方針(案)を検討

スケジュール(予定)

- 第1回 令和7年5月27日
- 第2回 令和7年7月頃
- 第3回 令和7年12月頃

医療提供体制検討部会 委員 ※敬称略

	委員名	所属・経歴など
1	丸木 雄一	埼玉県医師会 副会長、感染症対策推進部会 部会長
2	清田 和也	さいたま赤十字病院 院長、元重症支援コーディネーター(救急医療)
3	守谷 俊	自治医科大学付属さいたま医療センター 副センター長(救急医療)
4	樽本 憲人	埼玉医科大学病院 院長補佐・感染症対策室長(感染症、感染制御)
5	坪井 謙	さいたま市民医療センター 内科部長・救急総合診療科長、元重症支援コーディネーター
6	倉島 一喜	県立循環器呼吸器病センター 副病院長(呼吸器内科) 元重症支援コーディネーター
7	赤羽 典子	疾病対策課 副課長、元感染症対策課(入院調整)
8	石北 芽依	南部保健所 主任、元感染症対策課(入院調整)
OBS	星 永進	社会福祉法人埼玉慈恵会 介護老人保健施設ぬくもり 施設長、元新型コロナウイルス感染症県調整本部長、元県立循環器・呼吸器病センター長

令和7年度のスケジュール

報告2

